

## りそな銀行

参議院支店（店番329）普通口座・口座番号：7941802

（注1）特段のお申し出が無い時、会員資格は自動的に毎年更新されます。  
継続のご案内を毎年1月～3月頃お手元に送付致します。

（注2）ネット献金（LOVE・JAPAN）を通じて献金された方は自動的にYMF経済研究会員に登録されます。

◎政治資金規正法により、以下のとおり定められていることをご理解ください。

・本人名義以外の名義や匿名による寄付は禁止されていますので、会計帳簿に氏名、住所、職業を記載させていただきます。

・外国人（日本国籍をもたない方）から政治活動に関する寄付をいただくことは禁止されています。

・政党・政治団体、候補者への政治活動（選挙運動）に関する寄付については、確定申告をすることにより所得控除を（政党への寄付については税額控除も）受けることができます。  
※2,000円を超える寄付額が対象(平成22年分～)「上限あり」

・ただし、控除を受けるためには、収支報告書に氏名、住所、職業を記載開示され、「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けることが必要になります。  
※同書類の交付は選管等の確認を経て交付されるため、確定申告の期限に間に合わないことがあります。その場合は、まず領収書で確定申告を行い、後から送付する正式書類を追加提出していただくことになります。ご了解ください。

・上記に係わらず政治資金規正法により、税の優遇措置を受けなくても5万円を超える「政治活動に関する寄付」または1万円を超える「選挙運動に関する寄付」をいただいた場合は、政治資金収支報告書に氏名、住所、職業を記載し、官報および都道府県の公報で公開され、総務省と都道府県選挙管理委員会にて開示されます。

・軽減税額は家族構成、年収等によって変わりますので、詳しくは税の専門家にご相談下さい。

【寄付金控除を希望される皆様へ】 森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上、森ゆうこが長を務める 政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。

YMFへお送り頂いた寄付金は、その手続きを代行させていただきます。

（寄付控除を希望しない方は、今まで通りYMF経済研究会への寄付となります。）

寄付控除をご希望の方はお申し出下さい。

ご不明な点がございましたら、メールやFAX・電話等でお尋ね下さい。  
ご理解の程よろしく願いいたします。

## ◆ご入会希望の方

下記申込用紙に記入しメール・電話・Fax等にて返信の上、お申し込み下さい。

**「YMF経済研究会会員入会申込書.pdf」**

印刷してご利用下さい。